

地下の正倉院展 本簡学ことはじめ 第3期展示本簡

木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、報告書の記文を改めている場合があります。

プロローグ はじまりの本簡たち

3 平城宮跡最初の木簡 3

(五次、SK二一九出土。『平城宮木簡』一一二四。以下、宮一一二四のよう略す)

長女柏冊把

長さ一一三・幅一六三・厚さ三〇五型式

長女柏に付けられた付札。四十把の長女柏を、さらにひとまとまりに括った束に付けられたと考えられる。(『延喜式』では、柏五十枚で一把、五十把で一俵の例がある。(主)計寮式年料別貢雜物条の丹波國の記載)。長女柏の詳細は不明。『延喜式』には、柏・千柏・覆盆柏・三津野柏・長女柏・卷柏が、柏としてみえる。卷柏は薬品である。柏・干柏・覆盆柏は食器類とともに登場し、干柏に果物を盛りつけるという規定も見られる。植物の葉を食器とする事例は、『万葉集』で旅先で椎の葉を、宴席で蓮の葉を用いているものがある(卷二十一四二・卷十六・三八三七)。長屋王家木簡で片岡司から進上された蓮の葉も、宴席の食器用だつたと考えられている(『平城京木簡』一一七六。以下、京一一七六のよう略す)。『延喜式』の規定で食器と並んで柏が記載されるのは、神事に関連する場面が多いが、平安時代に日常的な食器、あるいは宴席用の食器

として用いられていたのかは不明である。
一方、三津野柏・長女柏は、大嘗祭の際にのみ記載される。造酒司が用意すべき物品としてあげられている。柏は大膳職にもあつたと考えられ、単に食器としての柏ではなく、酒と何らかの関係があつた柏で、あるいは「酒柏」に關係する可能性も想定できよう。また、大嘗祭関連の規定で、午日条には「造酒司人別に柏を給う。すなわち酒を受けて飲む。」とあることから類推すると、飲酒器の可能性が想定される。

一方、一日あたり酒四斗(今の一斗八升、約三リットル)に対して、三津野柏八把・長女柏十六把、合わせて二十四把が用意される。飲酒器と考えるには、数が多くすぎるようにも思われる。造酒司が用意すべき土器類は相当数に上る。土器類には、飲酒器の他、貯蔵用等の土器も含まれている。あるいはこうした土器などの器に、蓋のようにして用いたり、あるいは下に敷いて用いつづ、飲酒器としても用いた、というような可能性も考えられるかもしれない。

I 空前の大出土! SK入二〇

兵士に関わる木簡

(二三次、SK八二〇出土。宮一一五八)

第一期	一月一九日(土)	一一月一日(金)
第二期	一一月二日(土)	一一月一七日(日)
第三期	一一月一九日(火)	一二月一日(日)

(表)付火長大日部勝麻呂

(裏) □廿九日

長さ(一七四) ■・幅(二〇) ■・厚さ六 ■ ○八一型式

火長の大日部勝麻呂に託して、何かを伝えた旨を記した木簡。

欠損部が多く、詳細な内容は不明。

火長は、兵士の十人ごとの単位である「火」の責任者。律令規定をみると、「火」は軍団兵士に関する規定であり、中央にあてはめると衛士の編成に適用されたと想定される。衛士が配属されたのは、衛士と衛門府であるが、SK八二〇出土木簡に登場する警備部隊は、兵衛府を中心であり、衛士の影は薄い。兵衛も兵士と同じように、十人単位で「火」を構成していた可能性と、衛門府からの物品等を火長が運搬し、それとともにこの木簡がもたらされた可能性を考えることができよう。

15 クセのある筆跡の木簡 2

(一三次、SK八一〇出土。宮一一三三(〇)

(表)讃岐国阿野郡日下部犬万呂三 □〔斗カ〕

長さ(一九三) ■・幅(二七) ■・厚さ三 ■ ○三二型式

四年調塩

長さ(一九三) ■・幅(二七) ■・厚さ三 ■ ○三二型式

(表)讃岐国阿野郡日下部犬万呂三 □〔斗カ〕

讃岐国阿野郡

(今香川県坂出市とその周辺)からの調塩の

荷札木簡。調塩は正丁一人あたり三斗が規定量。「四年」は、年

号が記されず、いつのものかは不明。

天平四年と考へても、SK八二〇に廃棄されたと考えられる天平十八(十九)年からは十年以上前である。塩は、にがり成分が空気中の水分を吸収し、溶けてしまう(潮解)ため、必ずしも長期

保存には適していない。塩の保存期間について考える時は、注意が必要である。

荷札木簡には地域による個性が認められる。讃岐国の木簡は、総じて字が雑である。この木簡も、けつして丁寧な書きぶりとはいえないだろう。一方、筆の動きは速く、手慣れた印象も受ける。文字文化の水準が高いために、かえって素早く雑に書いてしまうのであるうか。

16 30センチ以上の長い木簡

(一三次、SK八一〇出土。宮一一三四(一)

(表)越前国丹生郡曾博郷戸主牟儀都百足戸口同廣足

II 調波奈佐久一 □〔斗カ〕

(裏) 天平十七年四月十八日

長さ(二二二) ■・幅(二六) ■・厚さ四 ■ ○三一型式

越前国丹生郡曾博郷(現在の福井県鯖江市東部)い池田町付近か)から納められた調の荷札木簡。

物品名の「波奈佐久」は詳細不明。調という税目や、容積で数えていることから考えると、一定程度乾燥して保管が可能で、粒状のものが想定しやすいが、海藻の一種とする説もある。海藻を容積で計量している事例としては、因幡国からの酢海藻(宮二一、二七五一)の他、イギスの事例(『飛鳥藤原京本簡』一、二五頁、京二一一七八四、『平城宮發掘調査出土木簡報』三四一、二五頁下段(以下、城三四一、二五頁下のよう略す))などがある。ただし、曾博郷の比定地は海岸部ではなく、こうした立地も含めて検討する必要があり、蕪藻とする説もある。

また、貢進主体の氏族名が「牟儀都」というのも興味深い。牟儀都

氏は美濃国武儀郡を本拠地とする。美濃地域と越前地域の交流を物語っていると考へられよう。この場合、山の道を通じての交流であろうか。武儀郡やその中心、弥勒寺遺跡群が濃尾地域の河川交通の最上流部に位置していること併せて、興味が尽きない。

「西宮」と書かれた木簡2

(一三次、SK八二〇出土。宮一一九七)

(表) 西宮東一門 川上 大伴
〔二カ〕〔奈林 合四人カ〕
〔裏〕東□門 □□□朝夕料

長さ二一九■・幅(二二)■・厚さ二■ ○八一型式

いわゆる西宮兵衛木簡のひとつ。表面に東の第一門に四人の兵衛を配置したこと記し、裏面には第二門に関する記載がある。ただ、裏面に「朝夕料」とあることから、單なる兵衛の配置記録ではなく、彼らへの食料支給のための機能も兼ねていたと推察される。兵衛に限らず、官人は一般に朝夕二回の食事が支給された。「朝夕料」はそれに当たり、「常食」とも呼ばれた。

右端も少し欠損しているが、左端はちょうど真ん中あたりで割れていると思われ。表面の「西宮東一門」は右半分しか残らない。したがつて、本来は現状の二倍ないしそれ以上の幅があつたと想定される。元は「川上」の左にもう一行、一人分の兵衛の名が書かれており、「茨田」「大伴」と合わせて四人分の記載だったのだろう。すると、一行二人分の人名が失われていると推察しうる。

なお、裏面中段右側の人名は左三分の一ほどしか残らず、「これのみではなかなか判読しがたいが、西宮兵衛木簡には他に奈林」という人名がみえるものがあり(1期展示27、2期展示9など)、

同じ字をくり返し書いた木簡

(一三次、SK八二〇出土。宮一一五五三)

(表) 女女五五五五 仕仕 「私部 奈布女カ」
〔裏〕千千千千之

長さ二四七■・幅(二二)■・厚さ六■ ○八一型式

「女」「五」「千」などの文字をくり返し書いた習書木簡。四周とも原形を留めておらず、元はもっと大きな材であつたと思われる。表面中央やや下に「右九人内侍」「私部□奈布女」と読める文言があり、元来は文書木簡であったと思われる。内侍は内侍司に所属する女官で、天皇の宣旨の取り次ぎなどを職掌とした。私部□奈布女は内侍の名前であろう。

これに対し、習書の文字はかなり稚拙に見受けられる。まだ文字を書くことに慣れていない初学者が、一所懸命に練習したのであろうか。元の文書の部分とは異なる人物が書いたのだろう。ただ、「女」や「仕」などの文字は元の文書の内容と関わる可能性も考えられ、あるいはそこから類推して書かれたのかもしれない。

ほぼ同型で孔が聞く木簡たち

(一三次、SK八二〇出土。宮一一五九四・五九七)

これらを参考すると、残画は「奈林」と考えて矛盾はない。木簡の軽説に際しては、類似品や関連資料にも目配りする必要がある。

23-1

(表)
 □□□□
 (記号カ)

長さ二二〇・幅二〇・厚さ三
 ○六五型式(五九四)

23-2

(記号カ)

長さ一〇九・幅一七・厚さ四
 ○六五型式(五九五)

23-3

(記号カ)

長さ(一四三)・幅一〇・厚さ四
 ○六五型式(五九六)

23-4

(記号カ)

長さ(一〇〇)・幅一〇・厚さ三
 ○六五型式(五九七)

それぞれほぼ同型で、下端には同じような位置に孔も開けられている。また、二箇所に横線が引かれているが、特に下の方は途中で切れているものがあり、四枚を扇状に重ね合わせた状態で書かれたものと推察される。そのような特徴や形状から、類似品として檜扇が思い浮かぶ。檜扇はヒノキの薄い板で作った扇形の孔を開けて留め具を施し、上部は紐で締じる(1期展示42号も参照)。ただ、檜扇とするには23号はやや厚ぼったく、下部にグリップ状の抉りを入れる例もありない。現状では用途不明のナゾの木筒23-1表面の文字は、おそらく製品としては廃棄された後に書き込まれた習書であろう。「讚」「岐」「国」の三文字がくり返し

書かれていると見られる。(讃岐国)の荷札にはクセの強い文字のが多く、それらでは「讃岐国」はまさに23-1のような字形でも書かれる(15も参照)。ただし、讃岐国の荷札は現地在住者が作成・記載したものであるのに対し、23-1は平城京に暮らす人が書いたものはずである。あるいは筆記者が讃岐国出身だったのか、または讃岐の荷札を脳に置きながら、あえて字形を真似したのであろうか。なお、23-1裏面と23-2、4の中央付近にも文字らしきものがあり、「中」と読めなくもないが、記号と考えるほうが適当であろう。

何のため?似たよな木簡たち3

(一三次、SK八二〇出土)

中緑純

長さ四九・幅一八・厚さ二
 ○一二型式(宮一一五一四)

中緑調純

長さ五五・幅一三・厚さ二
 ○一二型式(宮一一五一七)

青染絹

長さ五六・幅一三・厚さ二
 ○一二型式(宮一一五一七)

中緑絹

長さ五一・幅一八・厚さ二
 ○一二型式(宮一一五一八)

中緑御服絹

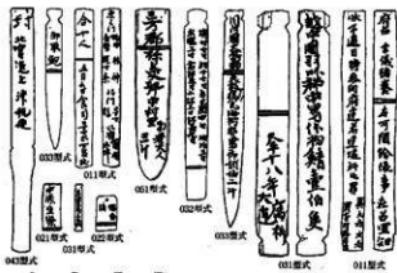
長さ五五・幅一九・厚さ二
 ○一二型式(宮一一五一九)

中緑・青などの色名と、純・絹という織維製品名が書かれた木筒。純は「悪し(き)絹」の意味で、粗く織った絹の布。ただ、賦役令調絹純条には絹・純とも一人あたりの貢進量は八尺五寸と規定されており、品質にどれほどの差があったかは不明瞭である。

基本的に四周は原形を保つが、上下両端は刃物を入れて折ったままの状態で、平滑に削るなどの加工はなされていない。手近にあつた細長い材を細かく切断して作成した木筒とみられ、加工前の長い状態に復元できる組み合わせもいくつか見つかっている。

用途については、従来は記載された織維製品の付札とみるのが一般的だったが、作りがきわめて粗雑であること、一括して出土していること（SK八二〇）からは類似品が合計一二〇数点出土している、そして「取色」と書かれたものがあることなどから、現在では鐵引札とする見方が有力になっている。

青や緑系統の色は、六位以下の下級官人の朝服の色との関係が考えられるが、紺のほか綾などの高級品も含まれる。また、**26**—**5**の「御服」は天皇用の服地ということであり、あるいはその端切れをいうのかもしれない。



木筒の型式分類とその説明

一、木筒をよむ
型式番号のフシギ
木筒の形状を表すために用いている三桁の型式番号の原形は、SK八二〇出土木筒の整理過程でつくられた。二桁目の数字が大まかなグループをあらわし、三桁目がより詳細な形状を示す（上段参照）。

平城宮跡出土木筒から帰納されたこの型式分類は、広く全国の木筒に適用されているが中にはやはりうまく当てはまらない場合もあり、遺跡独自の型式番号を設定しているところもある（福井県の一乗谷朝倉氏遺跡や広島県の草戸千軒町遺跡など）。また、木筒の機能を含めず、形状に特化した分類も試みられている（向日市埋蔵文化財センター「長岡京木筒」二など）。

ところで、**26**の五点は（一期展示**24**の六点、**2**期展示**25**の五点も）すべて○二一型式とされている。○二一型式は、短冊型（ノリ切り込みや尖りといった加工がない）のうち小型で短いもの、と定義されおり、同じ短冊型でも通常の大きさ以上の中ものは○二二型式となる。

一読して「おわかりのとおり、○二一型式と○二二型式との境界はきわめて曖昧」。このような定義のもと○二一型式が設定されたのは、この一連の織維製品に対応するためであった。おそらく当時は、類似品が今後も一定程度出土すると予測されていたのだろう。だが結果的に、これらは鐵引札という珍品であった。現在では○二一型式はあるまい使い、大きさに関わらず○二一型式とすることが多い。こんなところにも、木筒黎明期の試行錯誤が顔を覗かせている。ちなみに、同じ小型の短冊型でも一端の両角を落とせば○二二型式となるが、これも宮一一四五六の存在が念頭にあっての設定である。

このように、型式番号は木筒の種類や使用状況をある程度見通した上で設定されている。そうではない限り細分化され、番号が増えていくつてしまい、有効な分類ではないのである。

○二類とは逆に、SK八二〇出土木筒以後に普遍的な存在が明らかになり、新しく設定された型式番号もある。短冊型の板の側面から孔を穿ち貫通させた○一五型式や、一端を羽子板の柄状に削り細めた○四類などである。一方、素直に表面から孔を開いたタイプには、いまだに独自の型式番号がない。少し可哀想な気が、しないでもない。

II 本簡学の基礎、確立

一 日本古代木簡の三本柱—

SKハ二〇出土の文書木簡³

(一三次、SKハ二〇出土。城三五一一四頁下。宮一一四三)

〔九
カ〕

〔表〕九月□日檢校薦式伯陸拾伍園 又乱六束

中務少丞池田足繼

長さ三五一一幅四一三・厚さ六三〇一型式

〔中務少丞〕（中務省の第三等官）の池田足繼が、薦の数量を「検校」（検査）して、「式伯陸拾伍園」と「乱六束」あることを確認した記録。「園」は薦の単位。「乱」は一園に満たない半端分とみられるので、「一園」一〇束か。

日付で始まるなど、奈良時代の文書木簡としては書式が整っていないが、帳簿と考えるには長大で、書きぶりもおおらかである。やはり手紙の機能は果たしたとみるべきであろうが、検査した薦とともに宛先に移動している可能性も考えておくべきだ。文書木簡として送り状の機能を果たすだけでなく、品物の付札としての役割も果たしているわけである。

薦の用途としては、中務省管下の図書寮や総殿寮における造紙原料や薦製品の素材が挙げられる。SKハ二〇出土木簡には、「近江朝書法一百卷」を崇福寺に施入したとの記録があり（天平勝宝八歳（七五六）八月乙酉（四日）条、いわゆる國家珍宝帳に載る書聖・王羲之の「書法廿卷」（『大日本古文書』四一二四頁）も著名である。「書法模人」は、そのような書法の模写を担当する技術者。墨線の輪郭を細い筆でなぞつて中を塗りつぶす、「双鉤填墨」という高度な技法により古來の書法を精密にコピーサーの職人である。

長屋王家木簡中には、他に「書法作人」（京二一九六六など）や「書法所」（京一一三三六など）といった文言もみえ、邸内に書法模写のための専門部局を有していたことが知られる。当時の長屋王の実力を物語る事実である。

（表）〇書法模人二口米四升受

〔裏〕〇阿手良廿八日 黒万呂 書□

長さ一八八三・幅二〇三・厚さ二三〇五型式

〔長屋王家木簡〕に多数類例のある米の支給に関する伝票木簡の一点。「書法模人二口」（二二人）のための米四升を「阿手良」（当良）とも書かれ（京一一三三など）、60によつてこれが「あてら」と読まれたことがわかる）に受け渡したこと記されている。

裏面の「黒万呂」は支給責任者。「呂」は大きく省略され、ほぼ縦画一本になっている。「万呂」「麻呂」「末呂」とも書く）は八世紀の男性名に非常に多くみられ、このようによく使われる文字・單語ほど筆記に際しては大胆に省略される傾向がある。「麻呂」は、現在も「麿」の字が使われるよう、まるで一文字のように書いている例もある。上端の穿孔は、木簡を紐で縫じて保管するためのもの。下端を尖らせている形状は、内容との関わりは見出しがたく、二次的な整形、あるいは別の木簡の再利用の可能性も考えられる。

「書法」は書の手本、あるいは手本とすべき書のこと。（続日本紀）には、「近江朝書法一百卷」を崇福寺に施入したとの記録があり（天平勝宝八歳（七五六）八月乙酉（四日）条、いわゆる國家珍宝帳に載る書聖・王羲之の「書法廿卷」（『大日本古文書』四一二四頁）も著名である。「書法模人」は、そのような書法の模写を担当する技術者。墨線の輪郭を細い筆でなぞつて中を塗りつぶす、「双鉤填墨」という高度な技法により古來の書法を精密にコピーサーの職人である。

（一三次、SD四七五〇出土。京一一三三五）

のちの調査で出土した文書木簡⁹

（一三次、SD四七五〇出土。京一一三三五）

(一〇四次、S D五三〇〇出土。京三一四七四〇)

(表) 廿五日 乙万呂鉢一
兵士石武鉢(裏) 建家安万呂鉢一口
兵士春米鉢一口

長さ一三三・幅二三・厚さ四 ○一型式

某月「廿五日」に「鉢」や「鉢」を配給した記録。「鉢」は「鉢」のこと。一方、「鉢」の字には本来農具の意味はないが、「鉢」の意で用いたと思われる事例が平城宮跡出土木簡にあり(「(表)備後国□(裏)万□里鉢十口」(城二一八頁上)、「英多里鉢」(同八頁下))、**61**の「鉢」も鉢(鉢)と区別して鉢の意味で用いていのだろう。

「兵士」は全国各地で徵免され、その地の軍團に所属・勤務する軍兵士を指すのが一般的だが、ここではそこから選ばれ上京し、都での任に当たった衛士のことである。石武・春米の二人に「兵士」と註記していることからは、この配給が單なる支給ではなく實際の作業用のもので、そのため兵士を農作業に充当したことの記録しておく意味があつたという可能性も想定される。

乙万呂(おとまろ) 建家安万呂(けんかのすまろ)の「万呂」は男性名として頻繁に使用される文字であるため、**60**で見られたと同様に簡略な字形で書かれている。特に「呂」は大きく省略されて独特的の字形になつて、筆者の個性を伺わせる。

なお、石武のみ配給の個数が書かれていないが、よく見ると「鉢」の字の最終画が他と比べてグッと長く書かれている。あるいはこの画に、個数の「一」を兼ねさせているのかもしれない。

(一九三次E、S D四七五〇出土。京一一一八二七)

竹野皇子二取米三升 余女

長さ一八一・幅二五・厚さ五 ○一型式

長屋王家木簡で、竹野皇子宛てに支給された米の伝票木簡。余女は受取人の名であろう。「二取米」の詳細は不明。**60**や**62**のような米の伝票木簡をきわめて多く含まれることは、長屋王家木簡の特徴のひとつである。

竹野皇子(竹野王子とも)は、長屋王家木簡にしばしば登場する人物。(続日本紀)にみえる「竹野女王」(天平十一年(七三九)正月丙午(十三日)条など)と同一人物と思われ、すると「皇子」「王子」という語が男女の区別なく使われていたこととなる。比較的おおらかな語句使用的様子が垣間見える。

彼女は長屋王の近親(妹か)と推定されるが、関連資料がいくつある。まず、奈良県明日香村稻瀬の龍福寺にある石塔に刻まれた銘文に「竹野王」の名がみえ、建立者は竹野皇子その人と考えられる。またこの石塔は、かつては龍福寺の西、飛鳥川の対岸にあったと伝えられる。周辺には「浅カジ」「浅鉢治」という字名があり、やはり銘文にみえる「朝風」という地名に対応すると思われる。さらに「且風悔過布施文」と記された木簡もあり(城二一七頁上)、「且風(ノ)朝風であるから、この地には悔過(罪を悔い改めることを吉祥天などに誓う仏事)を執り行えるよう施設が存在したと推察される。加えて「竹野王子山寺遺雇人」と書かれた木簡もあり(京一一一八二九)、竹野皇子は山寺を營んでいたとの指摘がある。彼此を勘案すると、悔過が行われたのも、石塔が安置されたのも、竹野皇子が朝風の地に造営した山寺であったとの推定が、高い蓋然性を帯びてくる。長屋王家木簡の舞台は、平城京を遠く離れた飛鳥の山中にまで及んでいた。

(二) 二次南、S D 三三六出土。宮一一五八一)

(表) □「枚 中取四前
切机四前」

(裏) □「十四人 別人三合
「師田万呂」

長さ(一一〇) ■・幅三六 ■・厚さ三 ■ ○八一型式

「切机」や「中取」、「薦」の用意に関する記録。切机はまな板のこととされるが、「机」とあるように脚が付いていた。延喜本工寮式にみえる「切案」(案)も机の意味。は長さ三尺。(約九〇cm)、広さ一尺七寸(約五〇cm)、高さ八寸(約二五cm)、厚さ八分(約二・五cm)と規定されており(神事供御料条、現在のまな板とはかなり形態の異なる、調理専用の机とでも称すべきものである。一二世紀成立の絵巻物「地獄草紙」には、鬼が人を解体する凄惨な場面に大切な切机が描かれている。

中取(中取机とも)もやはり机の一種。同じく延喜本工寮式によると、こちらは長さが九尺(約二・七m)もあり、名称は「長取」の転訛との説もある。食器などを載せて二人で運ぶ台として使用したという。萬は粗く織つたむしろ。この場合は切机や中取の下に敷くためのものだろうか。

裏面の「別入三合」は「人別」、すなわち一人あたり三合という意味。物品名はわからないが、「合」という単位は米などの穀物や酒の計量に多く使われる。表面の切机とあわせると、何らかの宴会に伴う記録である可能性も想定できるだろう。「師田万呂」はこの文書を勘査した人物の自署で、他の部分とは筆跡が異なる。サラサラと勢いのある書きぶりはサインに相応しい。なお、活字の訛文だけ見て「もろたのまろ」と読んでしまいがちだが、实物を見ると上端が切断されていることが

わかり、失われた上部にも元は文字があったと推察される。本来は「士師田万呂」(士師が姓などと書かれていたのである)。

64 SKハ二〇出土の付札 5

(一) 三次、SKハ二〇出土。宮一一九八)

(表) 肥後国恵志郡調綿壹伯屯 四両 養老七年

(裏)

得足

長さ(一四三) ■・幅三〇 ■・厚さ七 ■ ○三一型式

肥後国恵志郡(今の熊本県合志市付近)から調理として納められた綿の荷札。屯は梱包の単位。「四両」は64の一屯が大四両(一斤十二両)であることを示す註記。大四両は約一六八gに相当するので、64の貢進量(一〇)屯は約一六・八kgとなる。養老七年は七二三年。裏面の「得足」は収納責任者の名前とみられる。SKハ二〇出土荷札の年紀は天平十七~十九年(七四五~七四七)に集中するが、64をはじめとする調綿の荷札の年紀は飛び抜けて古く、これらの綿が二十年以上の保管を経たのに消費されたことがわかる。また、西海道諸国調庸は大宰府に納められ、そこで消費される原則であったが、綿のみは例外的に一部が京進された(詳細は1期展示32、および2期展示48の解説参照)。

大宰府を通じて全国に運ばれた西海道の調綿の荷札は、總じて細く端正な筆跡のものが多い。その中で、64の筆跡は払いが弱く、全体にややぼつてりとした印象を受ける。七 ■とある厚さとともにまとめて、何とも言えない愛嬌を感じさせる木簡である。

なお、日本で木綿が栽培・使用されるようになるのは中世以降とされており、奈良時代に「綿」と言えば蚕の繭から作る真綿64も真綿の荷札であろう。

(二三次、SKH二〇出土。宮一一四六八)

鮒卅隻

「鮒三十四の付札。」「鮒」は単位。今では船などにしか使わない、さまざまなものの単位として広汎に使用されていた。

「隻」だが、奈良時代には魚介類一般や鶏、鼠あるいは釣など、左右両辺の削りは丁寧で、厚さも四■と充分。濃く太い墨痕に、微妙なバランスの「鮒」や、大胆に省略された「隻」の字形など、獨特の存在感が際だつ。

賦役令調絶条には、調物として「江鮒」がみえ、今まで滋賀県の鮒寿司は有名。65には税目も、産地も、加工法も記されていないが、あるいは近江国から届けられた鮒のナレッジを、倉庫などで保管する際に荷札と付け替えたものかもしれない。ただ、「隻」という単位からは、切り身などではなく生きた状態に近いかたちを保っていたこともわかる。

66 のちの調査で出土した付札9

(一九三次E、SD四七五〇出土。京一一二一七〇)

(表) 上総国武昌郡高舍里荏油

(裏) 四升八合 和銅六年十月

長さ一四四■・幅一九■・厚さ四■ ○三二型式

長屋王家木簡。^{ながやうけいじゆ}上総国武昌郡高舍里(今の千葉県山武市付近)から納められた「荏油」の荷札。荏油はエゴマ油のこと。四升八合は今の二升二合弱(約三・九リットル)に相当。

奈良時代の油としては胡麻油がもともと一般的で、單に「油」

といえば胡麻油を指したと考えられるが、このエゴマ油のように他の種類もいくつかあった。ちなみに、猪など動物性の油には「脂」や「膏」の字を当たる。

律令では、荏油は調副物の品目の中に見える(『職役令調絶条』)。調副物は養老元年(七一七)に廢止され中男作物に継承されていくが(『続日本紀』同年十一月戊午(二十二日)条)、裏面の年紀は和銅六年(七一三)であるから、66は調副物として納められた荏油の荷札であろう。

全体の作りはきわめて丁寧である。切り込みはきれいな三角形を呈し、頭部は角を落として圭頭状に仕上げられている。右側が落としきれていないのはこ愛嬌で、墨痕も鮮やかで読みやすいが、文字はや古拙な秀匂気をたたえている。特に裏面の「年」は大きく省略されて、ほとんど「斤」のようになっている。

67 のちの調査で出土した付札10

(四一次、SD三七一五出土。宮七一一九八三)

雜魚腊

長さ一〇六■・幅二二■・厚さ三■ ○五一型式

小型の○五一型式(II端を尖らせる)の付札。品目は雜魚の腊。腊は干物のこと。干物を表す言葉には他に「干穴」(脯)や「楚割」などがあるが、「干穴」は鹿など獸肉専用の語で、「楚割」は現在の鮒などに縱長に細く切って干したものを指す。そのため、「腊」はもつとも一般的に干物の意味で用いられたと考えられ、鳥獸の肉などにも使われている。

「雜魚」は、現在では商品価値の低い小さな魚を意味することが多いが、古代の「雜」は「さまざま」というニュアンスが強く、ここでは各種の魚の干物の取り合わせを指しているとみるとべきであろう。

左右対称にきれいに削り上げられ、持つと手のひらに刺さつて

しまうのではと思われるほど、鋭く尖らせている。品よく上端に寄せて書かれた文字もあくなく整っており、全体に楚々とした券面を漂わせている。出土位置からは第一次大極殿院の跡地に営まれた称徳天皇の宮殿・西宮の食卓を彩つた食材の付札と考えられるが、なるほどそれに相応しい優品である。

68 のちの調査で出土した付札 11

(三三次補足、S D四一〇〇出土 宮六一九〇六六)

(表) 无位田邊史廣 □ 進続労錢伍佰文

〔調カ〕

(表) 摂津国
(裏) 住吉郡 神龜五年九月五日 「勘錦織

秋庭」

長さ一七二三・幅三三・厚さ三三

○三三型式

田邊史廣の統労錢の付札。続労錢は資錢とも言い、定位オーバーで官職に就けなかつた六位以下の官人や位子(六・八位の官人の嫡子)などが納める錢のこと。位階昇進判定の対象となる資格(考)は毎年の勤務評定をつなく、文字通り「勞」を「続」ぐための「錢」である。金額は「伍佰文」で、類例(宮六一九〇五八・九〇六三・九〇六五・九〇六七・九〇六九など)からも五百文が定額だつたことがわかる。

裏面の「勘」はこの統労錢を検査し収納するの意で、錦織秋庭はその責任者。「勘錦織秋庭」の部分は錢を収納した際に秋庭自身が追記したもので、そのため他の部分とは筆跡が異なる。裏面上端の「摂津国住吉郡」(今の大坂市住吉区・東住吉区などを中心とする地域)は、田邊史廣の本貫地(本籍地)。統労錢の付札のうち、納錢者の本貫地が記載されるのは68のみである。神龜五年は七二八年。上端に施された深く鋭い切り込みはよく残るが、全体にやや痛みが目立ち、材がやせて木目が浮き上がりついている。

69 のちの調査で出土した付札 12

(三三次補足、S D四一〇〇出土 宮四一四六六三)

(表) 若狭国遠敷郡 嶋郷 □ 部 □ □ 万呂 塩一斗

(裏)

景雲 □ □ □

長さ一六四三・幅三四・厚さ四三 ○三一型式

若狭国遠敷郡島郷(和名抄)の若狭国遠敷郡志摩郷。今は塩の貢進国として名高い。税目の記載はないが、類例からみて調査として納められたものであろう。調塩の人あたりの貢進量は三斗(今の一斗三升五合、約二四リットル)と規定されている(賦役合調絹施条)が、荷札には、69のように一斗単位のもの、あるいは二斗を単位とするものもある。

69は奈良時代末の式部省の多數の考選木簡とともに見つかつた。保存処理後の再釈読の結果、裏面に年紀の墨書が確認された。神護景雲四年(七七〇)の木簡であることがわかった。

70 SK八二〇出土の習書木簡 3

(三三次、SK八二〇出土 宮一一五七二)

謂謂謂謂謂謂謂謂謂謂謂謂

□ □

(表)

申カ

(右側面) □ □ 申甲 申申申見見

申カ

大 大 大 大 大 大

本カ

(裏) 神主 □ 主 □ 乙麻呂 □

神神知知知知

知カ

我 我 我 我 我 我

長さ(一七五)三・幅三三・厚さ一四三 ○六五型式

不整形の角材の三面に墨書がある習書木簡。表面に「謂」、右側面に「申」「甲」「見」「大」、裏面に「神」「主」「知」「我」などを記す（表・裏は面を特定するために仮に定めたもの）。習書の意図を考えるための意味のまとまりを見出すとすれば、「神主」（職掌または人名）、「乙麻呂」（人名）くらいである。字形という点では、「申」は「神」の旁で「甲」と字形が類似し、また、「我」は「禾」に「戈」を並べる字形なので、「神」の示偏との共通性を認めることが可能である（ノ本偏・示偏・牛偏の字形は通用する）なお、「謂」は習書ではあまり見かけない文字で、「……トハ、謂フココロ……」という形で法律書などの語訛に用いる語。筆者が法律や典籍に通じていたらしいことを思わせるが、習書の意図の解明はなかなか難しい。

71 のちの調査で出土した習書木簡⑨

（一九三三次E、SD四七五〇出土。京一一五七四）

（表）□末主使 末主使 末主使足人 人箭	足之 足前
使 拾 拾 拾 道足人	
（裏）法 □耕 耕 耕 私我我我	耕 耕 耕 耕 耕
□ □ □ □ □	□ □ □ □ □
長さ二〇四・幅二〇・厚さ二・〇一 型式	

表記に使われることがある。「末主使足人」と連續して書かれた部分があり、しかも「足」と「人」のまとまりが複数見られるから、「末主使足人（または人足）」という人名が念頭にある習書と考えてよいだろう。「前」は「箭」の部品ではあるが、表面下端の「人足前」は七世紀に見られる「某前に白（申）す」書式の文書木簡（いわゆる前白木簡）を想起させる。
末氏のウジ名は須恵器生產で名高い和泉国の陶邑の地名に基づくともされる。『新撰姓氏錄』には、山城國に本拠地をもつ百済系の末使主と、和泉国に本拠地をもつ彦稱勝命という神の後裔と称する末使主が見える。このうち山城國の末使主は、山城國紀伊郡を本拠地としたことが知られている（『続日本後紀』承和十一年（八四四）十二月丙戌（八日）条）。71を含む長屋王家木簡には山背國紀伊郡の封戸からの可能性のある米の荷札が複数あり（京一一一二九、城二七一八頁上）、長屋王家との密接なつながりがうかがえるので、71の存在はたいへん興味深い。

72 のちの調査で出土した習書木簡⑩

（一九三三次、SD四九五〇出土。宮三一三〇二八）

（表1）	〔相カ〕 賚 薦 約 蔷 蔷 蔷 〔陸カ〕 陸 深 捘 仇 拾 陸 〔陸カ〕 陸 奥 国 上 郡 裳
〔男カ〕 智	〔縛カ〕 飼 滌 粧 酉 蒲
浮 虜 肉	
道 道	

完形の習書木簡。但し、文字の切れている部分があり、木簡を削つて習書に用いた後、さらに二次的に整形しているとみられる。表面にくり返し書かれる「末主使」は、語順が転倒しているが、氏族名「末使主」とみられる（末がウジ名、使主が姓）。「使主」は敬称で用いられることが多いが、主に渡来系の氏族で姓の

絹綿練縫組

紐

繩カ

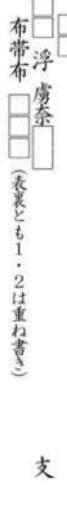


絹綿練縫組 縄 線 縄 縄 縄 線 縄

(三三・次補足 SD四二〇〇出土 宮四一四六九)

(表2)

支



長さ(三三二一) ■・幅五六 ■・厚さ四 ■ ○八一型式

大型の習書木簡。上下両端が折れており、五cmを超える幅から考へても、2期展示54・56のように、大型の文書木簡を習書木簡に転用した事例であろう。

両面とも、淡い黒色の文字(积文2)の上に、濃い黒色の文字(积文1)を重書きしている。淡い部分には表裏とも「浮虜」の語が見え、一連の習書とみられる。濃い部分は、表面には草冠の文字と大字の数字を、裏面には糸偏の文字を次々にびっしりと記している。冠や偏を固定したまま、思いつくままに同じ部首の文字を書き記しているという風情で、同じ文字も登場するが、同じ文字が連続する部分はほとんどなく、かなり注意深く書いている様子がわかる。中には意味不詳の文字もあり、書く順番にも特に規則性は見出せない。表面の大字の数字を書いた部分には、「玖」(ニ九)とあるべき文字を「仇」としているなどの誤字も認められるので、筆者の思い込みによる文字もあるかも知れない。

その中で「陸奥国表上郡」だけは、明らかに意味的なまとまりをもつ。大字の数字「陸」(ニ六)との連関もうかがえるが、あるいは習書以前の元の木簡の記載内容に關係するかも知れない。なお、表上郡(出羽國最上郡)は、元陸奥國に属したが、和銅五年(七二二)十月に置賜郡とともに出羽國に移管になった(統

日本紀)同月丁酉朔条。従って、内容的には72は平城遷都当初の時期のものとみられる。

73 のちの調査で出土した習書木簡 11

(三三・次補足 SD四二〇〇出土 宮四一四六九)

(表) 清清清清清清清
清カ (陸陸カ)

清

清

清

清

清カ

清

清

清

清カ

清

清

清

清カ

清

清

清

清カ

(表) 清清清清清清清
清カ (陸陸カ)

清

清

清

清カ

清

清

清

清カ

(表) 清清清清清清清
清カ (陸陸カ)

清

清

清

清カ

清

清

清

清カ

(表) 清清清清清清清
清カ (陸陸カ)

清

清

清

清カ

(一九三三次E、S.D.四七五〇出土。京一一五七二)

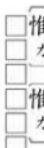
(側面) □□□□柱国 □□為為令林 □

ぬ情報の宝庫になることがある。「郡」「散」などは、郡の下級役人である「郡散仕」を想起させるし、「惟時」は「これとき」という名かも知れない。なお、「柱国」は唐の勲官の一つで、上から二番目にあたるもの。習書の筆者が役人としてもつ知識がうかがえる。

(底面) 都 都 薙 簪 簪 簪 簪 (4枚)
「木木入入」 (重ね書き)

都 惟 惟 惟 惟 小口 帽 鞠 鞠 (4枚)

(側面) [惟カ] [惟カ]



長さ(二五三) ■・幅四七 ■・厚さ(二九) ■ ○六一型式

壊れた文書箱の身の部分のあちこちに習書した木簡。木簡のイメージからは程遠いかも知れないが、発掘で見つかる墨書のある木片という定義に従えば、74も立派な木簡である。手近の木片は、筆者の意識次第ですぐさま木簡に早変わりしたのである。

こうした文書箱は、地方から進上する公式文書の卷物を收めるのに用いられ、宛先や差し出しなどの上書きが書かれることも多い。文書箱としての再利用はせず、また加工が施されているため本筋としての二次利用もしにくい。しかし、役人の身近にありながら早晩捨てられる運命にあるとみられるこうした木製品は、余白が充分にあるという点では格好の習書媒体になる。74もその一例である。

最も多數の文字が書かれているのが本来の文書箱の底面で、「惟」「錢」などの文字を丁寧に書いている。74では意味的なまとまりを見出すのは難しいが、元々文書箱の上書きに書かれていた文字を見て習書することもあるので、注意深く読んでいくと思わ

III 広がる木簡学

租税の実態を明らかにした木簡

(一九三三次、SK八二〇出土。宮一一四〇四)

武藏国男衾郡余戸里大贊跋一斗天平十八年十一月

長さ一八〇 ■・幅二四 ■・厚さ六 ■ ○三三型式

武藏国男衾郡 (今の大田原市・大里郡・比企郡地域) の余戸里から、贊として届けられた跋の荷札。表面をやや甲盛りに削り、比較的浅い切り込みと上下両端を丸く削り出す独特の形状をとる。

跋は大豆を原料とする調味料の一種で、固形状のなめ噌味の類ではないかと考えられている。武藏国と相模国から貢進されたことが荷札からわかるほか、大膳職の主膳が稚膳・跋・未膳等の製造を担当しており、宮内でも製造されていたらしい。延喜大膳職式下には大豆と海藻を材料とすることがみえる。贊として貢進されていることや、正倉院文書により未膳よりも高価であつたことが知られるから、高級調味料だったといえるだろう。

SK八二〇からは、前年天平十七年の年紀をもち、同じく跋一斗を贊として貢進した武藏国秩父郡からの荷札も出土している(宮一一四〇六)が、これ以外の跋の荷札はいずれも国名+跋+数量という簡略な書式のものばかりである。

なお、「大贊」は比較的古い木簡に多く用いられる贊の表記で、

ほぼ天平年間頃をさかに、「御贊」に表記を変えていくことが知られている。81は最も遅くまで「大贊」表記が残る木簡のひとつである。

82 租税の実態を明らかにした木簡 6

(三次、SK八二〇出土。宮一一三五七)

(表) 越中国羽咋郡中男作物鮒壹伯隻

(裏)

天平十八年「大庭」廣椅

長さ二九〇mm・幅三七mm・厚さ六mm ○三二型式

越中国羽咋郡(今の石川県羽咋市)から中男作物として届けられた鮒の荷札。(一隻)はここでは鮒の単位。一〇〇尾は鮒の数量。天平十八年は七十六年。中男作物は、中男(十七歳二十歳の男子)が収める税目で、養老元年(七一七)にそれまでの中男の調と、正丁(二十一歳六十歳の男子)の調副物を統合して成立した。調とは異なり個人名は記さない。こうした荷札の特徴や調副物の性格を引き離く点などから、中男作物は中男の集団的な労働による産物を收取するもので、賛に近い性格をもつといわれる。

羽咋郡はもと越前国に属し、養老二年(七一八)に能登郡・鳳至郡・珠洲郡とともに能登国として分立した(『続日本紀』同年五月乙未(二日)条)。その後、天平十三年(七四一)に廢国となり(『続日本紀』同年十二月丙戌(十日)条、なぜか元の管国である越前国ではなく越中國に移管され、天平宝字元年(七五七)に再び能登国として分立した(『続日本紀』同年五月乙卯(八日)条)。82はちょうどこの越中國所管時期のものである。「延喜式」では越中國の中男作物に鮒は見えないが能登国には見えており、また、能登鮒とも呼ばれて珍重された(主計寮式上越中國条)。

能登国条、内膳司式供御月料条、主膳監式月料条。

裏面の人名は貢進責任者か。但し、「大庭」は筆が異なるらしい。なお、「庭」は、「壬」の部分を「手」につくり、また、麻垂でなく延綫の文字とする、古代に広く用いられた異体字で書かれている。

83 土器の年代観の決め手となつた木簡 3

(三次、SK八二〇出土。宮一一四五六)

天平十九年七月廿三日

長さ九五mm・幅一四mm・厚さ三mm ○三三型式

片面に「天平十九年七月廿三日」という年紀だけが書かれた小型の付札。これは、SK八二〇出土木簡のなかでは最も新しい日付で、SK八二〇が埋められた時期を考える大事な手がかりとなる。すなわち、これが埋立時期の上限を示すことになる。実際に、この木簡が廃棄されるまでのタイムラグを考慮した上で、これをそれほど遠く隔たらない時期、つまり天平十九年後半を想定しているわけである。

木簡の年紀から廃棄までの期間は木簡によって異なる。文書木簡の場合は、一年というサイクルが考えられるが、荷札木簡の場合には品物によって保管期間が異なる。海産物のように腐敗しやすいものほど保管期間は短くなるはずである。

それでは83の場合はどうか。してい考へれば製造年月日のような記載も想定可能だが、年紀のみが書かれた付札状の木簡といふのは例がない。墨痕は残らないが、本来は反対面に貢進主体と品目・数量などが書かれていたとみるのが自然だろう。(一〇cm弱と荷札としてはごく小型だが、類例がないわけではない。そうなると次はどこの国の荷札の可能性があるかだが、木簡を読む1(第1期解説シート)で想定したような、1期展示30)若狭国の荷札

説のようにはなかなかうまくいかない。

しかし、こういった難解な部分にこそ、研究の進展の余地と、なによりも学問の醍醐味が詰まっている。展示をご覧になられたみなさまも、是非この謎に挑戦していただければと思う。木簡学は今も発展し続いているのだから。

【木簡が見つかった遺構】

SK二一九（展示番号3）

重要文化財 一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北二・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃（七六〇年代前半）の遺物を中心とする。この遺構出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE三一一出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された（計三九点（うち削屑十六点）。

SK八二〇（展示番号14、18、23、26、59、64、65、70、81、83）

重要文化財 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衛西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一边約四m、深さ約二・三m。天平十七（七四五）年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九（七四七年頃）埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定されている。（一七八五点（うち削屑九五、二点）。

SD四七五〇（展示番号60、62、66、71、74）

長屋王家木簡 一九八八年・八九年



平城宮木簡出土地点図
〔木簡出土地〕
〔●今期展示する木簡の出土地〕

宅のうち、八坪東南隅に東西築地塀の内側に沿つて掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。總延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木筒が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈龜(一年(七一六)後半)、邸内における米支給の伝票木筒を主体とする。木筒は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

S D 五三〇〇(展示番号 61)

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮)。旧長屋王邸と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿つて延びる遺構。幅二・七m、深さ一・三m。總延長は約五八m。西端の門前から、

藤原麻呂の家政機関に関わる木筒が集中して見つかった。木筒は約三万五千点(うち削屑約二万九千点)出土した。

中央大溝 S D 三七一五(展示番号 67)

一九六七年

第一次大極殿院の東辺を画して南北溝で、小子門から南に伸びる東一坊大路の西側溝の北延長上にある。幅約二mで、二回の改修が認められる。調査は總延長約六〇〇mにわたって実施されており、木筒はこれまでに計一五五八点(うち削屑一〇一五点)が出土している。奈良時代を通じて機能した溝だが、木筒には出土地点ごとにある程度の内容のまとめが見受けられる。⁶⁷は、第一次大極殿院南東の位置で、大極殿院側(西側)から流れ込む東西溝 S D 五五六四との合流点付近で出土した。

S D 四一〇〇(展示番号 68, 69, 73)

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東西大垣内側の南北溝 S D 三四一〇に合流する。木筒は、式部省の勤務評定に関する削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七)から宝龜元年(七七〇)のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝 S D 一一六四〇と一連の遺物とみられ、S D 四一〇〇の木筒は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。⁶⁸は、宝龜年間(七七〇~七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木筒も、僅かに含まれる。木筒は約一万三千点(うち削屑約一万二千点)出土した。

S D 四九五(展示番号 72)

一九六七年

東城宮東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝 S D 一二五〇を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木筒が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木筒の出土が知られる。⁷²は、小子門南西の位置の東一坊大路西側溝から出土した。

(史料研究室)